

電子証明書（ICカード）有効期限切れに伴う注意事項

電子入札システムでは、各種通知（指名通知、再入札通知など）の閲覧者や入札書などの提出者が入札参加者本人であることの特定制や、改ざんを不可能にするために、電子証明書や電子署名の技術を使用しますので、システムを利用するためには、事前に開札日時以降まで有効な「電子入札コアシステム対応電子証明書（ICカード）」が必要です。

ICカードの有効期限切れに伴う注意事項と対処方法は次のとおりです。

1 注意事項

(1) ICカードの有効期限が切れてしまうと、そのICカードでは電子入札システムを使用できなくなります。

(2) 開札日時まで有効期限のあるICカードで入札書を提出する必要があります。

入札後、開札日時までに有効期限が切れてしまうと、有効な電子証明や電子署名が確認できないことから、入札書が無効となります。

入札書（見積書）が無効となる例

ICカードの有効期限切れが発生するタイミング		入札書 受付開始	開札	有効
(ア)	入札書（見積書）提出前に有効期限切れの場合	→		×
(イ)	開札（開封）前に有効期限切れになる場合	→ 入札 →		×
(ウ)	開札（開封）後に有効期限切れになる場合	→ 入札 →		○

→ ICカードの有効期限

(ア) 入札書（見積書）を提出することができません。

(イ) 開札（開封）前にICカードの有効期限が切れるため、**入札書（見積書）は無効となります。**

(ウ) 入札書は有効です。

電子証明書（ICカード）有効期限切れに伴う注意事項

2 対処方法

参加される入札の開札日より前に有効期限切れとなるICカードをお持ちの場合は、事前に次の処理を行った後に、新しく購入したICカードで入札書を提出してください。

（1）新たにICカードを取得してください。

※ICカードの取得までに2～4週間程度を要します。

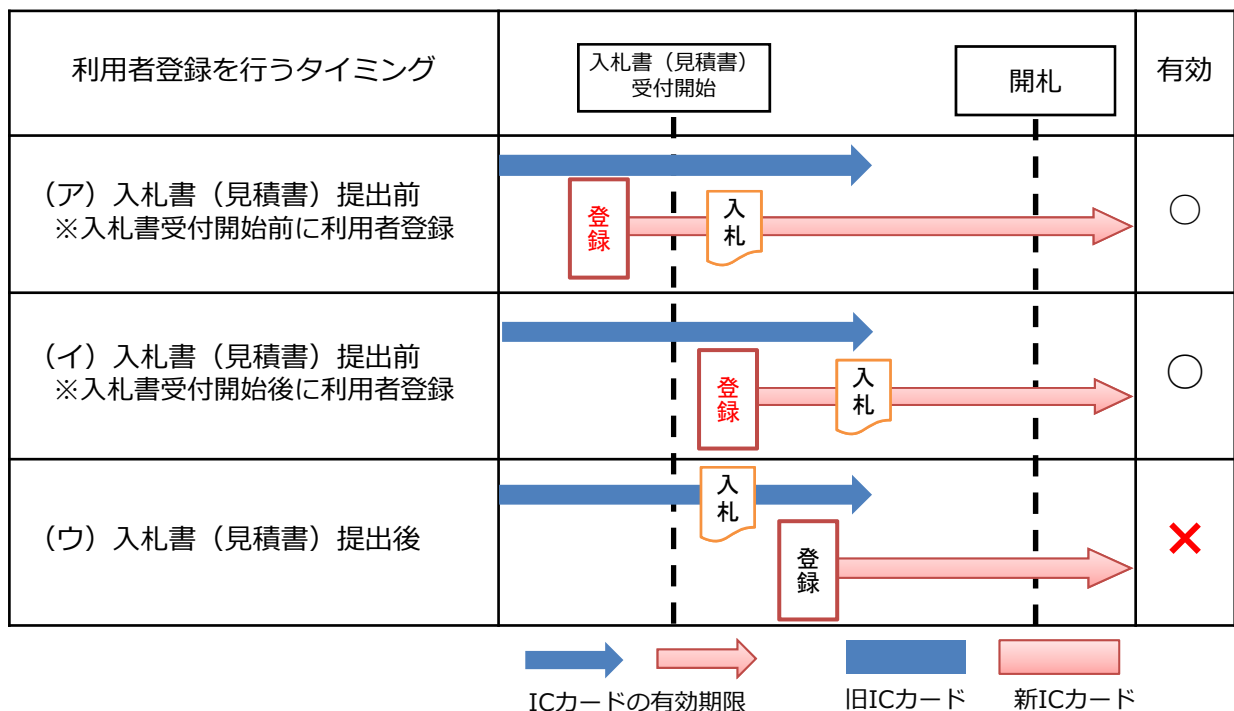
費用や取得までの日数等については、各認証局へお問い合わせください。

（2）取得したICカードを利用者登録してください。

※「電子入札システム」の「利用者登録」画面から、[登録]を選択して利用者登録を行ってください。

※利用者登録は、入札書（見積書）の提出より前に行ってください。詳しくは、以下の例を御参照ください。

利用者登録の例



(ア・イ) 入札書（見積書）を提出する前に利用者登録 ⇒ 入札書（見積書）は有効です。

(ウ) 入札書（見積書）を提出した後に利用者登録 ⇒ **提出に使用したICカードが開札時に有効期限切れとなるため、入札書（見積書）は無効となります。**

※新しく購入したICカードは、有効期限切れとなるICカードの電子証明書や電子署名を引き継ぐことができません。

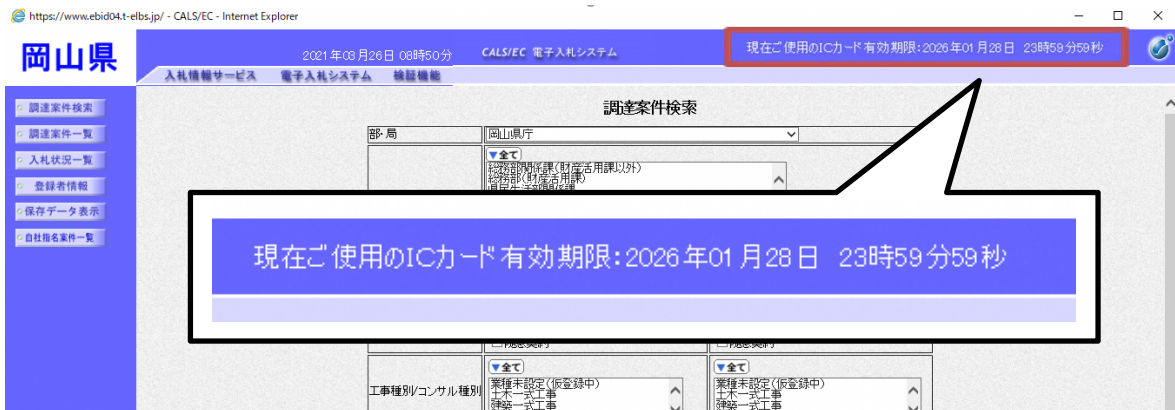
電子証明書（ICカード）有効期限切れに伴う注意事項

3 参考（ICカードの有効期限の確認方法）

（1）電子入札システム画面右上に有効期限を表示しています

現在ご利用中のICカードから、PIN番号を入力し、電子入札システムにログインすると、画面右上に有効期限が表示され、御確認いただけます。

※2021年3月25日から表示



（2）利用者登録画面から有効期限を確認する方法

「電子入札システム」の「利用者登録」画面から [変更] > [入力内容確認] > 「変更内容確認」画面で有効期限を御確認いただけます。

